

利用者負担額は自治体ごとに異なりますが、合志市にお住まいの方は、市外の施設を利用した場合も合志市の基準になります。

幼児教育・保育の無償化により、
3～5歳児クラスの方の利用者負担額は無償です。
(教育部門については満3歳から)

合志市徴収金基準額表

4月1日現在の年齢の 入所児童の属する世帯の階層区分			0～2歳児		3～5歳児	
階層 区分	定 義		保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
1	生活保護		0円	0円	3歳児以上の利用者負担額は 無償です。 ただし、延長保育料は 利用者の負担となります。	
2-1	非課税世帯	要保護等	0円	0円		
2-2		一 般	0円	0円		
3-1	均等割額のみ	要保護等	6,000円	5,900円		
3-2		一 般	13,000円	12,700円		
4-1	40,000円未満	要保護等	6,500円	6,350円		
4-2		一 般	14,000円	13,700円		
4-3	40,000円以上 48,600円未満	要保護等	7,000円	6,850円		
4-4		一 般	15,000円	14,700円		
5	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 額	48,600円以上 72,800円未満	19,000円	18,600円		
6		72,800円以上 97,000円未満	27,000円	26,500円		
7-1		97,000円以上 133,000円未満	37,000円	36,300円		
7-2		133,000円以上 169,000円未満	38,000円	37,300円		
8-1		169,000円以上 235,000円未満	40,000円	39,300円		
8-2		235,000円以上 301,000円未満	41,000円	40,300円		
9		301,000円以上 397,000円未満	43,000円	42,200円		
10		397,000円以上	51,000円	50,100円		

○利用者負担額に関する注意事項、軽減措置など

(今後廃止となる場合があります)

- 1) 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税により決定します。
- 2) 市民税の額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除等）を行う前の額です。
- 3) この表の規定にある「要保護等」とは、次に掲げる世帯です。
 - ①「母子等世帯」…配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯
 - ②「在宅障害児（者）のいる世帯」…次に掲げる世帯です。
 - ア. 身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ. 療育手帳交付を受けた者
 - ウ. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者

- 4) 同一世帯から、同時に2人の児童が入所した場合（きょうだいのうちいずれかが1号認定児童の場合も含む）利用負担額は、入所児童のうち2番目の児童については半額に、3番目以降の児童については無料となります。（全ての階層において適用）
- ただし、
- ①非課税世帯については、上記範囲の年齢に限らず、第2子以降の児童については無料となります。
 - ②市民税所得割額57,700円未満（「母子等」は除く）の世帯については、入所している児童に限らず、第2子については半額に、第3子以降の児童については無料となります。
- 5) 「要保護等」に該当する世帯については、国による利用者負担額の軽減措置により
- ①階層区分5・6の一部（世帯の市町村民税所得割合計額が77,101円未満である場合）については、第1子は階層区分4-3の要保護等と同額となります。
 - ②市民税所得割額が77,101円未満の世帯については第2子以降の児童は無料となります。
- 6) 同一世帯に18歳未満の子が3人以上いる場合、第3子以降の児童が入所している場合の利用者負担額はすべて無料です。
- ただし、階層区分9・10の世帯は対象外です。
- 7) 同居の祖父母等があり、児童の父と母の両方が非課税である場合は、祖父母等のうち税額が高い方を合算して利用者負担額を算定します。
- 8) 所得税の更正による保育料の変更は、現年度内に限り遡及適用します。また、税未申告であった方が、申告を行った場合も同様の取り扱いです。

副食費（おかず等）について

幼児教育・保育の無償化に伴い、副食費（おかず等）については、2号認定で入所している児童も1号認定で入所している児童と同様に園へお支払いしていただくようになります。副食費は施設ごとに異なりますので、金額については、各施設にお問い合わせください。ただし、以下の表の対象児童については、副食費も無償となります。

副食費無償化対象者（1号認定）一覧表

4月1日現在の年齢の入所児童の属する世帯の階層区分		副食費の無償化対象者 3～5歳児 ※小学校3年生までの児童を第1子とカウント		
階層区分	市町村民税所得割課税額	第1子	第2子	第3子
1～5	0円以上 77,101円未満	○	○	○
6・7	77,101円以上	×	×	○

副食費無償化対象者（2号認定）一覧表

4月1日現在の年齢の入所児童の属する世帯の階層区分		副食費の無償化対象者 3～5歳児 ※就学前の最年長の児童を第1子とカウント		
階層区分	定 義	第1子	第2子	第3子
1～5-2	0円以上 57,700円未満	要保護等 ○	○	○
	一 般	○	○	○
5-3	57,700円以上 77,101円未満	要保護等 ○	○	○
6-1	一 般	×	×	○
6-2～10	77,101円以上	要保護等 ×	×	○
	一 般	×	×	○

